

職員の特殊勤務手当に関する条例附則第10項の人事委員会規則で定める作業を定める規則及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項の人事委員会規則で定める作業を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年5月8日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第12号

職員の特殊勤務手当に関する条例附則第10項の人事委員会規則で定める作業を定める規則及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項の人事委員会規則で定める作業を定める規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例附則第10項の人事委員会規則で定める作業を定める規則（令和2年香川県人事委員会規則第13号）
- (2) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項の人事委員会規則で定める作業を定める規則（令和2年香川県人事委員会規則第14号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。